

2022年10月28日

～法人・個人事業主さま向け～

## 事業性融資取引における「NCB 電子契約サービス」取扱開始について

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、当行所定の事業性融資取引をご契約いただく際に、電子化した契約書（PDF）を Web 上で授受し、電子署名を付与することで契約の締結などができる「NCB 電子契約サービス」（以下「電子契約サービス」）の取扱いを開始しましたので、お知らせします。

法人・個人事業主のお客さまは、従来の「金銭消費貸借契約証書」（署名・押印含む）等を差し入れていただく契約形態に比べ「電子契約サービス」を利用いただくことで、自社の業務改善やコスト削減が期待できます。

当行は、今後もさまざまなニーズに応じたサービスの提供により、お客さま起点の“One to One ソリューション”の提供に取り組んでまいります。

記

### 1. 「電子契約サービス」のメリット

(1) 契約が Web で完結

契約書への記入や、印鑑証明書の取得、実印の押印が不要です。

(2) 24 時間 365 日ご利用可能

クラウドサービスのため、銀行営業時間外でも契約手続きが可能です。

(3) 印紙の貼付不要

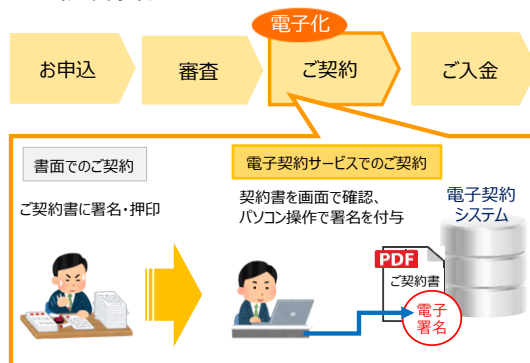
契約書は電子ファイルのため、印紙代が不要です。

(4) ご契約内容をいつでも閲覧可能

契約書は、インターネット経由でいつでもご覧いただけます。

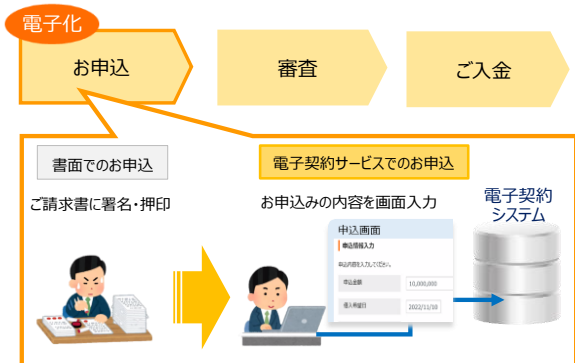
### < 「電子契約サービス」を使用した契約等のお手続きイメージ >

■ 証書貸付 (注1)



(注1) 証書貸付とは、「金銭消費貸借契約証書」を差し入れていただく、一般的なお借入れのご契約形態です。

■ 当座貸越 (注2) 極度内借入れのお申込



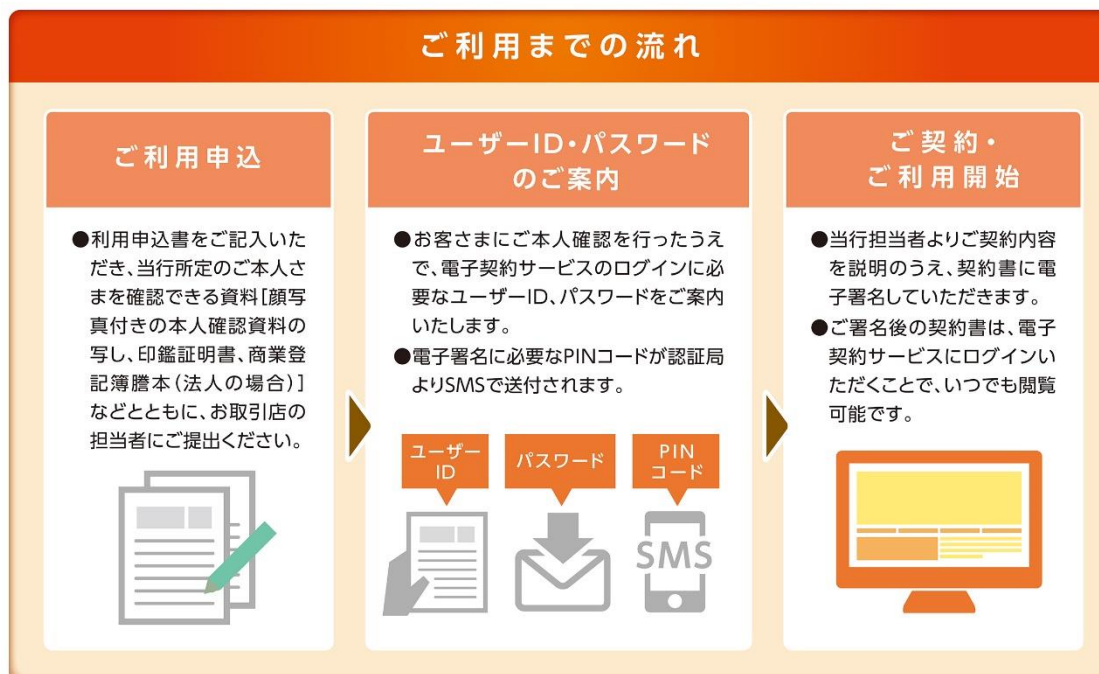
(注2) 当座貸越とは、お借入れの限度額(極度)を設定し、その範囲内で反復してお借入れが可能なお借入れのご契約形態です。なお、借入れのお申込サービスをご利用いただくには、あらかじめ当座貸越のご契約が必要です。

## 2. 「電子契約サービス」の概要

ご利用対象	当行所定の融資取引のご契約等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子契約のご利用対象とならない取引や、諸事情により書面での契約をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。</li> <li>具体的な対象のご契約につきましては、お取引店の担当者までお問い合わせください。</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット接続が可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末を保有の方</li> <li>EメールアドレスおよびSMSの利用が可能な携帯電話またはスマートフォンを保有の方</li> </ul>
ご利用時間	<p>24時間365日ご利用可能です。</p> <p>※ただし、月曜日から土曜日の7:00~23:00の動作保証時間を除き、メンテナンス等で一時停止する場合がございます。</p>
ご利用料金	<p>1契約あたり11,000円(税込)</p> <p>※月額利用料は無料です。</p> <p>※サービスのご利用にかかる通信料はお客さまのご負担となります。</p>
サポート対象ブラウザ	<p>OS : Windows 8.1、10、11 (PC版ページにおいてタッチパネルを除く)</p> <p>ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome</p> <p>モバイル : Safari (iOS)、Android (標準ブラウザまたは Google Chrome)</p>

## 3. ご利用について

「電子契約サービス」のご利用には、あらかじめ利用申込書および本人確認資料のご提出など、以下のお手続きが必要です。



## 4. 取扱開始時期

2022年10月

以上

本件に関するお問い合わせ先  
融資統括部 桑原・佐々野 TEL092-476-2781